



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

301	生活保護法による施術機関の指定	(社会福祉課).....	2
302	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	2
303	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	2
304	"	(").....	3
305	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	3
306	応急入院指定病院の指定	(").....	3
307	海南野上土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	4
308	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
309	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	4
310	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
311	"	(").....	5
312	"	(").....	5
313	"	(").....	6
314	"	(").....	6
315	保安林の指定施業要件の変更	(").....	6
316	"	(").....	7
317	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
318	"	(").....	8
319	道路の供用開始	(").....	8
320	道路の区域変更	(").....	8
321	"	(").....	9
322	都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課).....	9
323	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
324	"	(").....	10
325	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	10
326	"	(教育委員会).....	11

○ 教育委員会告示

1	和歌山県指定文化財の指定	11
2	和歌山県指定文化財の保持者の追加認定	12
3	和歌山県指定文化財の指定解除	12

○ 選挙管理委員会告示

44	政治団体の届出事項の異動の届出	12
45	政治団体の解散の届出	13
46	政治団体の設立の届出	13
47	資金管理団体の届出	14

○ 警察本部告示

4 交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 14

5 放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 18

○ 海区漁業調整委員会指示

1 まき餌船釣り等の禁止等 21

2 ウミガメの採捕等 23

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 24

○ 監査公表

監査公表第9号 24

○ 諸報

入札公告 (警察本部) 24

” (”) 27

告 示

和歌山県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
橋あ新 1-64	山本有子	橋本市賢堂1084 102号（あん摩・マッサージ）	令和 8.2.9
橋は新 14-64	山本有子	橋本市賢堂1084 102号（はり・きゅう）	令和 8.2.9

和歌山県告示第302号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
西村治	外科	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2380	平成 22.3.31
笹野雄助	整形外科	笹野クリニック	日高郡印南町古井521	令和 8.2.20

和歌山県告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200204	あけぼの在宅介護サービス	田辺市上屋敷一丁目14番50号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	有限会社あおぞら	田辺市上屋敷一丁目14番50号	令和8.4.3

和歌山県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200246	ユウガ訪問介護ステーション	田辺市東山1-3-8	居宅介護 重度訪問介護	有限会社ユウガ	田辺市東山1-4-54	令和8.4.30

和歌山県告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
うちクリニック	和歌山市黒田二丁目1番地18 第2ひらたパークハイツ106号室	藪内俊宜	令和8.4.1

和歌山県告示第306号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名 称	所 在 地	指定期間
医療法人田村病院	和歌山市小倉645番地	令和8年4月1日～令和11年3月31日
医療法人郷の会紀の郷病院	伊都郡九度山町九度山113-6	令和8年4月1日～令和11年3月31日
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25番1号	令和8年4月1日～令和11年3月31日
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	令和8年4月1日～令和11年3月31日

ひだか病院	御坊市藪116番地2	令和8年4月1日～令和11年3月31日
国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	令和8年4月1日～令和11年3月31日

和歌山県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第308号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県農林水産部森林林業局林業振興課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/d00155448.html>）から閲覧することができる。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市新庄町字中橋谷225の163（次の図に示す部分に限る。）、225の165、225の166（次の図に示す部分に限る。）、字東橋谷274の80

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第310号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第311号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第312号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第313号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第314号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字西ヶ峯字中田245番1地先から同町大字西ヶ峯字シレノ砦270番1地先まで	旧	5.42 } 16.12	420.60	

同上	新	10.29 } 17.02	423.02	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字西ケ峯字黒田375番1地先から同町大字西ケ峯字ジョレ447番1地先まで	旧	5.70 } 14.75	391.41	
同上	新	9.07 } 18.90	397.00	

和歌山県告示第319号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字西ケ峯字黒田375番1地先から同町大字西ケ峯字ジョレ447番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月7日

和歌山県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市桃山町市場字小松嶋16番1地先から同市桃山町元字高関276番6地先まで	旧	8.67 } 13.39	249.86	
同上	新	9.01 } 16.23	249.86	

和歌山県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市平尾字橋詰89番地先から同市口須佐字グミノ木3番1地先まで	旧	6.50 } 10.76	171.12	
同上	新	6.50 } 10.76	171.12	
同上	新	8.45 } 15.18	172.02	

和歌山県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
令和6年和歌山県告示第212号

田辺都市計画道路事業3・5・12号目良線

3 事業施行期間

令和6年3月5日から令和13年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

令和6年和歌山県告示第212号の事業地のうち、和歌山県田辺市天神崎及び目良地内において、事業地を変更する。

使用の部分

なし

和歌山県告示第323号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3717	岩出市野上野字五斗久保278番1の一部、278番4の一部	和歌山市神前90番地5 サトウホーム株式会社 代表取締役 佐藤義記	令和 8.3.19	6.00 } 6.20	38.42

和歌山県告示第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3713	海南市大野中宇庄司垣内534番の一部、537番の一部、538番2の一部、水路の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 8.3.23	6.00	74.12

和歌山県告示第325号

令和8年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
令和8年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
令和8年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
西岡総合印刷株式会社
和歌山市吹屋町五丁目54番地
- 5 落札金額
48,036,806円（うち消費税及び地方消費税の額4,366,982円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月13日

和歌山県告示第326号

令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称
令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
36,364,900円（うち消費税及び地方消費税の額3,305,900円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月3日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和8年3月18日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

令和8年4月7日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

（有形文化財の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
有形文化財（絵画）	紙本墨画朝顔に蛙図 長沢芦雪筆 襖貼付 6面	和歌山市吹上一丁目4番14号 (和歌山県立博物館)	宗教法人高山寺	田辺市稲成町392番地

(民俗文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	保持団体	保持団体所在地
民俗文化財（無形民俗文化財）	御坊祭 1件	御坊市、日高郡美浜町	御坊祭保存会	御坊市菌350番地2

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第4項の規定により、令和8年3月18日次の表に掲げる和歌山県指定文化財について、同表に掲げる者を当該和歌山県指定文化財の保持者として追加して認定した。

令和8年4月7日

和歌山県教育委員会教育長 今西宏行

(無形文化財の部)

種別	名称	保持者	保持者の住所
無形文化財	関口新心流柔術・居合術・剣術	関口正太郎	和歌山市出口甲賀丁56番地

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第4条第1項の規定により、令和8年3月18日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

令和8年4月7日

和歌山県教育委員会教育長 今西宏行

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物（天然記念物）	真妻神社のホルトノキ 1株	日高郡印南町榎川519番地	宗教法人真妻神社	日高郡印南町榎川519番地

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県自動車販売支部	片畑秀夫	代表者	片畑秀夫	弘田宗博	令和8.2.12

参政党和歌山第2支部	細川三希子	代表者	細川三希子	岡本喜好	令和 8.2.12
------------	-------	-----	-------	------	--------------

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
松本秀司後援会	川崎英直	代表者	川崎英直	上田充宏	令和 8.2.16
川端康史を支援する会	古川郁弥	代表者	古川郁弥	山本正樹	令和 8.2.16
		会計責任者	池松見祐	更家純	令和 8.2.16
松本隆史後援会	田中寿弥	代表者	田中寿弥	松本隆史	令和 8.2.18
さかがしら徳彦後援会	坂頭徳彦	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町大字植野250-7	有田郡有田川町大字徳田567-2	令和 8.3.1
神山裕介後援会	神山裕介	代表者	神山裕介	永石睦巳	令和 8.3.2

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党和歌山県橋本市第二支部	中本浩精	令和 8.2.26

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小西のりたみ後援会	中畑博文	令和 7.12.26
杉山としお後援会	門真一郎	令和 7.12.31
楠義隆後援会	櫻井重和	令和 8.2.27
森れい子後援会	森礼子	令和 8.2.28

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
天翔りいら後援会	豊岡和子	山本純久	和歌山市船場町11-2-102	令和 8.2.16
森川よしき後援会	森川佳紀	森川彩楓	和歌山市美園町2-10 ラブリービルけやき2F	令和 8.2.20
ひがし美樹後援会	東美樹	田中公崇	橋本市向副1023-1	令和 8.2.24
広畑志保後援会	広畑敏雄	広畑敏雄	西牟婁郡白浜町中140	令和 8.2.24
やぶいたかし後援会	藪井貴史	瀧口麻美	日高郡日高川町土生1143-1	令和 8.2.26
長岡正博後援会	長岡正博	高垣善一	日高郡日高川町小熊3550-1番地	令和 8.3.2
玉置わたる後援会	玉置渡	玉置渡	日高郡日高川町初湯川213-295	令和 8.3.5

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期年月日
神山裕介	和歌山県議会議員	神山裕介後援会	有田郡有田川町徳田709-1	令和 8.3.2

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年4月7日

和歌山県警察本部長 壺岐 恭秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務

(2) 調達役務の内容

交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用のシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10拠点以上で構成されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）10拠点以上で構成されるシステムの機器（サーバ機器及びネットワーク機器を含む。）について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（オ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過し

ていないもの)

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発

生時の連絡体制図を添付すること。)

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1) のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年4月7日（火）から同年5月25日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月7日（火）から同月17日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の(1) のア及びイに掲げる申請書類（ク）に掲げる書類を除く。）

令和8年4月7日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1) のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）で提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月27日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1) のア及びイに掲げる申請書類（ク）に掲げる書類に限る。）

令和8年4月7日（火）から同月17日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月17日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

交通企画課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

メールアドレス e8403001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年5月13日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、令和8年5月20日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年5月25日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年4月7日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム等更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用のシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10拠点以上で構成されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）3拠点以上で構成されるシステムの機器（サーバ機器及びネットワーク機器を含む。）について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に貸貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム等更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、貸貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム等更新体制が整備されていることを証明するシステム等更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（ク）及び（サ）から（ス）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

（ケ）の書類についてはシステム等更新業務を担当する構成員が、（コ）の書類については貸貸借

業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ) から (キ) までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム等更新体制が整備されていることを証明するシステム等更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、(1)のア又はイに掲げる(イ) から (カ) までの申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年4月7日（火）から同年5月25日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月7日（火）から同月17日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の(1)のア及びイに掲げる申請書類（ク）に掲げる書類を除く。）

令和8年4月7日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1)のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月27日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1)のア及びイに掲げる申請書類（ク）に掲げる書類に限る。）

令和8年4月7日（火）から同月17日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月17日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

交通指導課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-475-0359

メールアドレス e8403002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年5月13日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和8年5月20日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年5月25日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和8年4月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。

2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。

3 この指示の有効期間は、令和8年4月24日から令和9年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者古木靖久ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第13号)		5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分

ク	33度53.51分	135度06.53分
---	-----------	------------

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるウミガメの採捕等について、次のとおり指示する。

令和8年4月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

(定義)

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

(採捕の制限)

2 和歌山海区においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

(承認の対象)

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認証の携帯)

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(報告書の提出)

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、令和8年5月16日から令和9年5月15日までとする。

(承認の条件)

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の(1)又は(2)に該当する場合
 - ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
 - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。
- (2) 3の(3)に該当する場合
 - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
 - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。

ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路（3・5・12号目良線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年4月7日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

諸 報

入 札 公 告

交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月7日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和8年度から令和13年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
 - ア 交通情報総合管理システム更新委託業務
契約日から令和9年3月31日（水）までの間
 - イ 交通情報総合管理システム賃貸借業務

令和9年1月1日（金）から令和13年12月31日（水）までの間

(4) 調達役務の内容

交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県警察本部告示第4号に規定する交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

メールアドレス e8403001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年4月7日（火）から同年5月25日（月）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年4月7日（火）から同年5月25日（月）までの和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年4月7日（火）から同月17日（金）まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に交通企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和8年5月26日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年5月25日（月）午後5時までに交通企画課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和8年5月25日（月）午前9時から同月26日（火）午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Renewal and equipment lease of Traffic Information Management System

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Tuesday 26 May 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 25 May 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Monday 25 May 2026 to 10:45 a.m. Tuesday 26 May 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月7日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託業務

契約日から令和9年3月15日（月）までの間

イ 放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置賃貸借業務

令和9年1月1日（金）から令和13年12月31日（水）までの間

(4) 調達役務の内容

放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県警察本部告示第5号に規定する放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-475-0359

メールアドレス e8403002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年4月7日（火）から同年5月25日（月）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年4月7日（火）から同年5月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年4月7日（火）から同月17日（金）まで（同月7日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に交通指導課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和8年5月26日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年5月25日（月）午後5時までに交通指導課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、令和8年5月25日（月）午前9時から同月26日（火）午後1時45分までに行うこと。

- (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通指導課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal and equipment lease of Parking Violation Management System and Portable Devices

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. Tuesday 26 May 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 25 May 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Monday 25 May 2026 to 1:45 p.m. Tuesday 26 May 2026)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp